

機械式駐車装置安全基準等WGの設置趣旨

国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策検討委員会」（以下「委員会」という。）の報告（平成 26 年 3 月）を踏まえ、関係主体が早期に取り組むべき事項をまとめた「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表し、関係団体に対して安全対策の強化を要請している。また、同年 7 月に駐車場法施行規則の改正を行い、平成 27 年 1 月より、駐車場法に基づく大臣認定制度の下で、機械式駐車装置の安全性について第三者機関（登録認証機関）において審査・認定を行う仕組みを導入することとしている。

今後、新たな大臣認定制度の運用に向けて、ガイドラインの要求事項等を踏まえつつ、機械式駐車装置が適合すべき安全基準（以下「安全基準」という。）を新たに策定する必要がある。

このため、安全基準のあり方等について多角的かつ専門的見地から検討を行うため、委員会の下に本WGを設置する。